

# 宮城県国土利用計画（第六次）中間案の概要

【第五次計画基準年：平成25（2013）年 → 今回基準年：平成29（2017）年、目標年：令和13（2031）年】

## 1 策定に関する基本的な考え方

OH22.3 第五次計画策定（基準年H19：目標年R2）

東日本大震災（H23.3.11）発生  
 県土の状況が一変し基本的条件が大きく変化

・H25.12「国土強靱化基本法」施行

OH27.3 第五次計画見直し  
 （現況変化を踏まえた変更 基準年H25：目標年R2）

・H27.8 人口減少や災害への脆弱性等の課題に対し

第五次国土利用計画（全国）策定  
 第二次国土形成計画（全国）

国土の安全性を高め、  
 持続可能で豊かな国土  
 を形成する国土利用

・H29.4 県国土強靱化地域計画策定（H29～R2）

・H30.6 「所有者不明土地法」施行

OH30.8 第五次（見直し後）計画の点検実施

OR1.8 第六次計画骨子案審議（国土利用計画審議会）

- ・復興の進展に伴う土地利用の変化
- ・本格的な人口減少・高齢化局面突入
- ・低未利用地増加
- ・土地管理水準の低下
- ・激甚化する災害への対応
- ・感染症リスクの発生
- ・全国計画や新たな法制度
- ・新・宮城の将来ビジョン（策定中）

持続可能な地域社会の実現

策定の方向性

基準年H29：目標年R13

- イ 本格的な人口減少下における県土利用
- ロ 復興・創生期間後・地方創生を見据えた県土利用
- ハ 安全・安心を実現する県土利用

OR2.1 第六次計画素案審議（国土利用計画審議会）

OR2.7 第六次計画中間案審議（同上）

OR3.2 議会提案 ⇒ 計画決定

復興期間

## 2 県土利用の現状と課題

OH25～H29までの県土利用の推移

- ・農地は、被災農地復旧事業等による増加から、人為改廃、農地転用により減少へ
- ・森林は、震災後の復旧事業等に関する開発面積の大幅増による減少が続いている
- ・復興の進展に伴い道路及び宅地は増加傾向

○主な課題

イ 復興の進展後もなお残る課題

- ・沿岸被災地の人口減少や市街地空洞化の加速
- ・地域コミュニティ弱体化
- ・災害危険区域等沿岸被災地の土地利用

ロ 人口減少による国土管理水準等の低下

- ・低未利用地や空き家の増加
- ・離農等による農地や山林の荒廃
- ・所有者不明土地の増加
- ・誰もが暮らしやすい機能的なまちづくり

ハ 自然環境と景観等の悪化

- ・開発後に利用放棄された土地の荒廃化
- ・里地・里山等における自然環境や景観の悪化
- ・野生鳥獣被害の深刻化
- ・再生可能エネルギーの適正・有効な利用

ニ 安全・安心な県土利用に対する要請

- ・災害に強いまちづくりの完遂
- ・水害・土砂災害の頻発化・激甚化

ホ 新型コロナウイルス感染症の流行による影響

- ・人の移動や接触を控える行動変容
- ・一極集中によるリスクを回避する取り組み

## 3 県土利用の基本方針

安全性を高め、持続可能で豊かな県土の形成を実現する県土利用

(1) 人口減少社会と復興・創生期間後・地方創生を見据えた県土利用の推進

イ 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用

移住・定住の促進 需要に応じた都市機能の最適化 農地の集約 荒廃農地の発生抑制 森林の整備・保全

ロ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用

生態系ネットワークの適正な維持管理 美しい景観の維持、創出 物質循環・県土保全機能の発揮

ハ 安全・安心を実現する県土利用

災害に強いまちづくり宮城モデルの構築 ハードとソフトを組み合わせた防災・減災対策等 国土・県土のリスク分散

ニ 複合的な施策の推進と県土の選択的利用【新規】

住み続けることによる持続的な県土管理（都市：集約市街地形成 地方：小さな拠点の形成）  
 県内産業振興 所有者不明土地の抑制 森林環境譲与税を活用した森林整備支援 粗放的管理

ホ 多様な主体と連携した県土利用【新規】

住民、企業、NPO等が県土管理に参画する仕組みの推進  
 所有者不明土地の活用（地域福利増進事業） 地域の将来像を住民自ら描く取組

(2) 地域類型別の県土利用の基本方向

都市 災害に強く効率的でゆとりある土地利用、経済基盤となる仙台市等の発展を支援し地域間交流で波及効果を発揮

農山漁村 自然と文化伝統を活かした第一次産業の持続的発展と県土管理への多様な主体の参画を推進

自然維持地域 適正な保護と再生、データ整備、観光活用や再エネ施設との調和

低未利用地・その他 防災集団移転元地の活用支援、地域の実情に応じた利用や管理のあり方と所有者不明土地の適正利用に向けた施策の検討

(3) 利用区分別の県土利用の基本方向

農地 有効利用に主眼を置く。面積は減少を見込む。

森林 公益的機能に配慮し森林としての利用維持を基本に。再エネ施設への転用では適正利用となるよう調整。

水面・河川・水路 治水・防災のため機能増進を図る。

道路 防災、都市機能、産業振興、環境保全に配慮し整備。

宅地 住宅地は開発計画や需要動向から緩やかな増加。適正な法規制の運用と既存宅地の有効活用を検討。工業用地は経済活性化の重要性から実需に伴う増加は容認し、個別法により適正利用を図る。

その他・低未利用地 人口減少に伴い人為的土地利用が縮小し一定の増加を見込むが、沿岸部の災害危険区域や放置森林、荒廃農地など様態が様々であり、地域の事情に即した適正管理の施策を検討。

## 4 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要（抄）

- ・目標年次人口：212.4万人 一般世帯数：93.6万世帯
- ・地域区分：県中南部、県北西部、県北東部の三区区分（継続）

（単位：km<sup>2</sup>、%）

区分	H29 面積（構成比）	R13 面積（構成比）
農地	1,278（17.6）	1,218（16.7）
森林	4,145（56.9）	4,116（56.5）
原野等	38（0.5）	38（0.5）
水面・河川・水路	329（4.5）	331（4.5）
道路	335（4.6）	354（4.9）
宅地	479（6.6）	483（6.6）
住宅地	289（4.0）	292（4.0）
工業用地	27（0.4）	27（0.4）
その他の宅地	163（2.2）	164（2.3）
その他	679（9.3）	745（10.2）
合計	7,282（100.0）	7,283（100.0）
市街地	257	236

## 5 計画の実現に向けた措置（主なもの）

イ 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用

土地利用関係法の適切な運用、選択と集中による効率的な土地利用への誘導

ロ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用

本県固有の自然環境と農山村里山景観及び生態系の保全、野生生物との共存及び鳥獣害対策、優れた景観や自然環境の維持と観光活用の両立

ハ 安全・安心を実現する県土利用

災害に強いまちづくり宮城モデルの構築及び発信、ハードとソフトを組み合わせた防災対策推進、震災遺構等を活用した伝承と防災教育、職分分離等の新たな県土利用に即した移手段や避難計画の構築、災害危険区域等の地籍調査早期完了、森林や農地の防災機能発揮、ライフラインの多重化

ニ 複合的な施策の推進と県土の選択的利用

既存ストック活用、都市再開発等による適正な土地利用と経済発展、第二次産業に資するインフラ整備、サテライトオフィス等誘致など定住人口拡大とリスク分散、農林漁業等の大規模化やスマート化、再エネ推進と森林の適正管理によるCO<sub>2</sub>排出抑制、地籍調査の促進、所有者不明土地の解消

ホ 多様な主体と連携した県土利用

森林環境譲与税を活用した森林整備支援、地域ごとの土地管理水準設定と維持、所有者以外の多様な主体を交えた土地利用策の検討、地域の環境保全等の公益的活動促進